

出雲国造神賀詞奏上と出雲国風土記

瀧音能之

一 問題の所在

出雲国造が朝廷におもむき、天皇の御世をたたえる寿詞を奏上する出雲国造神賀詞奏上はいまだに未解決の多くの問題点を残している。まず、この儀礼の性格についてであるが、従来、服属儀礼としてとらえられるのが一般的であり、このことはなかば通説化しているといってもよいであろう。しかしながら、寿詞の奏上という点を重視するならば、にわかには服属儀礼とい切れない面もみられる。神賀詞奏上儀礼の性格をどのように規定したらよいかについては結論を早急に出すことはできないが、いずれにしても再検討されなければならない問題といえよう。

また、神賀詞奏上儀礼の起源と終焉とについても問題が残されている。そもそも、神賀詞奏上は、出雲国造のみがおこなう儀礼である。『延喜式』の臨時祭条には、出雲国造が新しく補任されたのち負幸物を下賜されて帰国し、その後、神賀詞を奏上することが規定されている。⁽¹⁾

右国造賜負幸物。還国潔斎一年。齋内不決重刑。若当校班田者亦停。訖即国司率国造諸祝并子弟等入朝。即於京外使処。修飭献物。

神祇官長自監視。預卜吉日。申官奏聞。宣示所司。又後斎一年吏入朝。奏神寿詞如初儀。事見儀式。

これがその該当部分であり、内容をみていくならば、出雲国へもどった国造が一年間の潔斎の後、国司にひきいられて諸々の祝らと共に入朝して神賀詞を奏上することになっている。そして、帰国後、さらに一年間の潔斎をしたあと、再び入朝して

神賀詞を奏上することになっている。つまり、神賀詞は新任の出雲国造によって二度、奏上されるわけである。もっとも、こうした規定は、厳密には『延喜式』が完成された延長五年（九二七）、すなわち十世紀のはじめの段階のものといえようが、史料で確認すると、かなり早い時期からこうした二度にわたる奏上をみる²⁾ことができる。

史料的には、『続日本紀』の靈龜二年（七二六）二月十日条にみえる出雲臣果安の例が神賀詞奏上の初見である。しかしながら、神賀詞奏上それ自体の起源についてはいまひとつ明確ではない。おそらくは靈龜二年以前にさかのぼるであろうというのが大方の見解であるが、その論拠に関しては史料的な制約が多くいまのところさほど説得力のあるものは出されていない。同様に神賀詞奏上の最後についても明らかではない。史料的には、『類聚国史』の天長七年（八三〇）四月二日条にみられるもので、このとき出雲臣豊持がおこなったと考えられる神賀詞奏上が最後のものである。しかし、この最後の例とされるものは、いままでもなく史料としてうかがえるものの最後ということであって、神賀詞奏上がこれ以後おこなわれなくなったのか否かについては別に考えなくてはならない問題である。

いままでも、いくつかの問題点を指摘してきたが、本稿でとりあげようとしている『出雲国風土記』との関係も軽視することのできない問題である。『出雲国風土記』は、知られているように、奈良時代に国ごとに作成された『風土記』のなかのひとつである。これらの『風土記』のうち、現在、まとまった形でみることは、常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の五か国の『風土記』にすぎないが、その中でも『出雲国風土記』はほぼ完本の姿をいまも留めている。その奥書には、天平五年（七三三）に勘造されたことが記されている。この『出雲国風土記』の成立年である天平五年という時期は、出雲国造による神賀詞奏上すでに史料的に確認することができる時期にあたっている。実際のところ、『出雲国風土記』の編纂時の出雲国造で、編纂の総責任者としての立場にあった出雲臣広島は神龜元年（七二四）に一度目の奏上をおこない、神龜三年（七二六）に二度をおこなったであろうことが、また『出雲国風土記』がつくられた当時は飯石郡の少領であり広島のもとに国造に就任した出雲臣弟山の場合には天平勝宝二年（七五〇）と天平勝宝三年（七五一）とに神賀詞奏上をおこなっていることがそれぞれ

れ『続日本紀』によって知ることができる。

これらのことをふまえて、『出雲国風土記』をみるならば、意宇郡の忌部神戸の条と仁多郡の三沢郷の条の二か所に神賀詞奏上に関する記載がみられる。わずかに二か所のみ記載でもあり、いままでさほど深くほりさげて論じられることは少なかったように思われる。しかしながら、『出雲国風土記』にみられるこの二か所の記載は、いずれも出雲国造の禊に関するものであり、軽視することのできない記載であると考えられる。また、出雲国の東部を占め山陰道に面している忌部神戸と山間部に位置し備後国もしくは伯耆国へ通じるルートにある三沢郷とにみられるこれらの記載をどのようにとらえるかということ、のちにもふれるように『出雲国風土記』が作成された八世紀前半当時における出雲国造の居住地の問題にまで影響を及ぼしてくる。すなわち、出雲の古代史を論じる場合、東部の意宇と西部の杵築との関係は重要な問題であり、出雲国造家がこれらのふたつの地域とどのような関係にあったかということを明らかにすることは、出雲古代史の大きなキーポイントでもある。そこまで、問題を広げないとしても、ある時期から出雲国造家は東部の意宇を拠点とし、のちに西部の杵築へ移ったと思われるが、その移った時期についてもいまひとつ明らかでない。一般的には、

太政官符

応_レ任_二出雲国意宇郡大領_一事

右被_二大納言從_二位神王宣_一称。奉_レ勅。昔者国造郡領職員有_レ別。各_二守其任_一不敢違越。慶雲二年以来令_二国造帶_二郡領_一。寄_二言神事_一動_二廢_二公務_一。雖_二則有_二闕怠_一。而不_レ加_二刑罰_一。乃有_二私門日益_二不利_二公家_一。民之父母還為_二巨蠹_一。自今以後。宣_下改_二旧例_一国造郡領分_レ職任_上之。

延曆十七年三月廿九日^③

という延曆十七年（七九八）の太政官符を抛り所として、この直後あたりに出雲国造は意宇郡から出雲郡の杵築郷へ移ったといわれている。すなわち、この太政官符によると慶雲二年（七〇六）以降、出雲国造は意宇郡の大領を兼帯してきたわけであ

るが、延暦十七年にいたって意宇郡の大領を解任されたことになる。これを機会に出雲国造は現在の出雲大社である杵築大社の祭祀に専念するようになり、居住地もそれまでの東部の意宇郡から、杵築大社のある出雲郡杵築郷へと移したというわけである。しかし、この太政官符では、出雲国造が延暦十七年の段階で意宇郡の大領を解かれたということしか記されておらず、出雲国造がいつ東部から西部へ移ったかについては、厳密なことをいえば、不明とせざるを得ないであろう。また、最近では、出雲国造は東部から西部へと移ったという視点ではなく、東部と西部のふたつに並行して拠点をもっていたとする考えも出されている。⁽⁴⁾

以上のような問題点をふまえて、以下、『出雲国風土記』にみられる一か所の神賀詞奏上関係の記載について個別に検討を加えてみることにしたい。

二 忌部神戸の条の検討

まず、意宇郡の忌部神戸条からみていくことにする。

忌部神戸 郡家正西廿一里二百六十歩 国造神吉詞望 参_レ向朝廷_一時 御_レ沐_レ之_レ忌_レ里 故_レ云_レ忌部_一 即川辺出_レ湯 出湯所
在 兼_レ海陸_一 仍男女老少 或道路駱駝 或海中沿_レ洲 日集成_レ市 續紛燕楽 一濯則形容端正 再沐則万病悉除 自
_レ古_レ至_レ今 無_レ不_レ得_レ驗 故俗人曰_レ神湯_一也⁽⁵⁾ (傍点、引用者、以下同じ)

ここにみえる忌部神戸は、現在の松江市東忌部町・西忌部町から東湯町東半にかけての地域とされており、川⁽⁶⁾のほとりにわいている湯とは玉湯町の玉造温泉にはかならない。そして、ここに引用したものは、秋本吉郎氏が校注された『風土記』(日本古典文学大系、岩波書店)によるものであり、現在、刊行されている『風土記』の校注本のなかではもっとも流布しているものである。これによると、忌部神戸は、出雲国造が「神吉詞」、すなわち神賀詞を奏上するため朝廷に向かうとき、禊をす

る里ということになる。ここの解釈は重要な意味をもってくる。というのは、いまのように解釈するならば、出雲国造は、神賀詞奏上のため上京するさいに忌部神戸を通過し、ここで禊をおこなうということになる。ここで問題となってくるのが、出雲国造の居住地と神賀詞奏上のさいのルートである。

出雲国造の居住地については、すでにのべたように延暦十七年（七九八）の太政官符を抛り所として、このあたりに東部の意宇郡から西部の出雲郡へ移ったのではないかといわれている。しかし、これはそれほど確たる論拠があるわけではないことも先にのべたとおりである。また、出雲国造の神賀詞奏上のさいのルートについても、明確に記したものはなく断定することは困難である。ただ、『出雲国風土記』の意宇郡の条に、

通_二国東堺手間割_一 卅一里一百八十歩⁽⁷⁾

とあり、また、卷末記の条にも、

自_二国東堺_一 去_レ西_二卅一里一百八十歩_一 至_二野城橋_一 長_二卅丈七尺_一 広_二二丈六尺_一^{飯梨川} 又 西_二卅一里_一 至_二国庁意宇郡家北十字街_一 即分_二為_二二道_一^{正西道(8) 枉北道}

とあって、山陰道の記載がみられる。こうしたことから、一般的には山陰道を使って出雲国造は上京したというように受けとられているが、もとより、このいわば通説ともいべき見解には根拠とよべるものはないように思われる。

これらの通説に仮にしたがうとすると、『出雲国風土記』がまとめられた天平五年（七三三）当時において、出雲国造は意宇郡に居住していたことになる。この場合、さらに細かく具体的にのべるならば、山代二子塚古墳など国造家の墓と想定される古墳群のある山代郷に居住していたと考えられる。とするならば、忌部神戸は山代郷の西方にあたり、問題が生じてくることになる。つまり、山代郷に出雲国造の居住地があり、そこから山陰道を使って上京するとなれば東へ向かうことになる。それにもかかわらず忌部神戸で禊をおこなうとなると、出雲国造はいったん上京の方向とは逆の西へ出むき、そこから再び東へ向かわなければならぬことになる。このことは一見すると、上京へのルートの設定という点から考えるとずい分と不合理

のように思われる。もっとも、忌部神戸が禊の場所として非常に重要な意味をもっているというのであれば、そうしたルートの上での無駄もいとわれないということになるであろうが、史料的にそれを裏づけるのは困難である。また、こうした不合理を解消する方法としては通説の否定も考えられる。つまり、出雲国造の居住地を意宇郡と考えず、神賀詞奏上のルートについても山陰道を使用しなかったと考えるわけである。

『出雲国風土記』が成立した天平五年（七三三）のときには、すでに出雲国造は西部の出雲郡の杵築大社、すなわち現在の出雲大社の場所に移っていたと仮定するならば、状況が一変することになる。このことについては、「出雲国造世系譜」の二十六世国造果安臣の頃に、

伝云、始祖天穗日命開齋於大庭、至千此始移杵築之地云々⁽⁹⁾

とあり、果安が出雲国造のとき杵築に移ったことが注記されている。出雲臣果安は先にのべたように靈龜二年（七二六）に文献の上で初めてみられる神賀詞奏上をおこなった人物で、『出雲国風土記』編纂の最高責任者の出雲国造広島の先代にあたる。したがって、「出雲国造世系譜」のこの注記は大変、興味深いものといえるが、系譜という史料性格から慎重な吟味が必要であり、ストレートにその内容に従うことはできない⁽¹⁰⁾。また、神賀詞奏上のさいのルートに関しては、『出雲国風土記』の巻末記の条に、玉作街から出る道として正南道をあげており、さらに、この道は大原郡の郡街で南西道と東南道の二つの道に分かれるとあり、このうち東南道については、

東南道 自郡家去卅三里一百八十二步 至郡東南堺 又去東南一十六里二百卅六步 至仁多郡家（比比理村）
即分為二道 一道 東卅五里一百五十步 至仁多郡堺 一道 南卅八里一百卅一步 至備後国堺遊記山⁽¹¹⁾

とある。これによると、玉作街から大原郡の郡街へぬける道があり、ここで道は二つに分かれ、そのうちの東南道と称される道は仁多郡の郡街へと通じている。そして、仁多郡の郡街からは東へ向かう道と南へ向かう道との二つに分かれることになる。この二つの道については、同じ『出雲国風土記』の仁多郡の条に、

通「伯耆国日野郡塚阿志毗縁山」一 卅

五里一百五十步常有

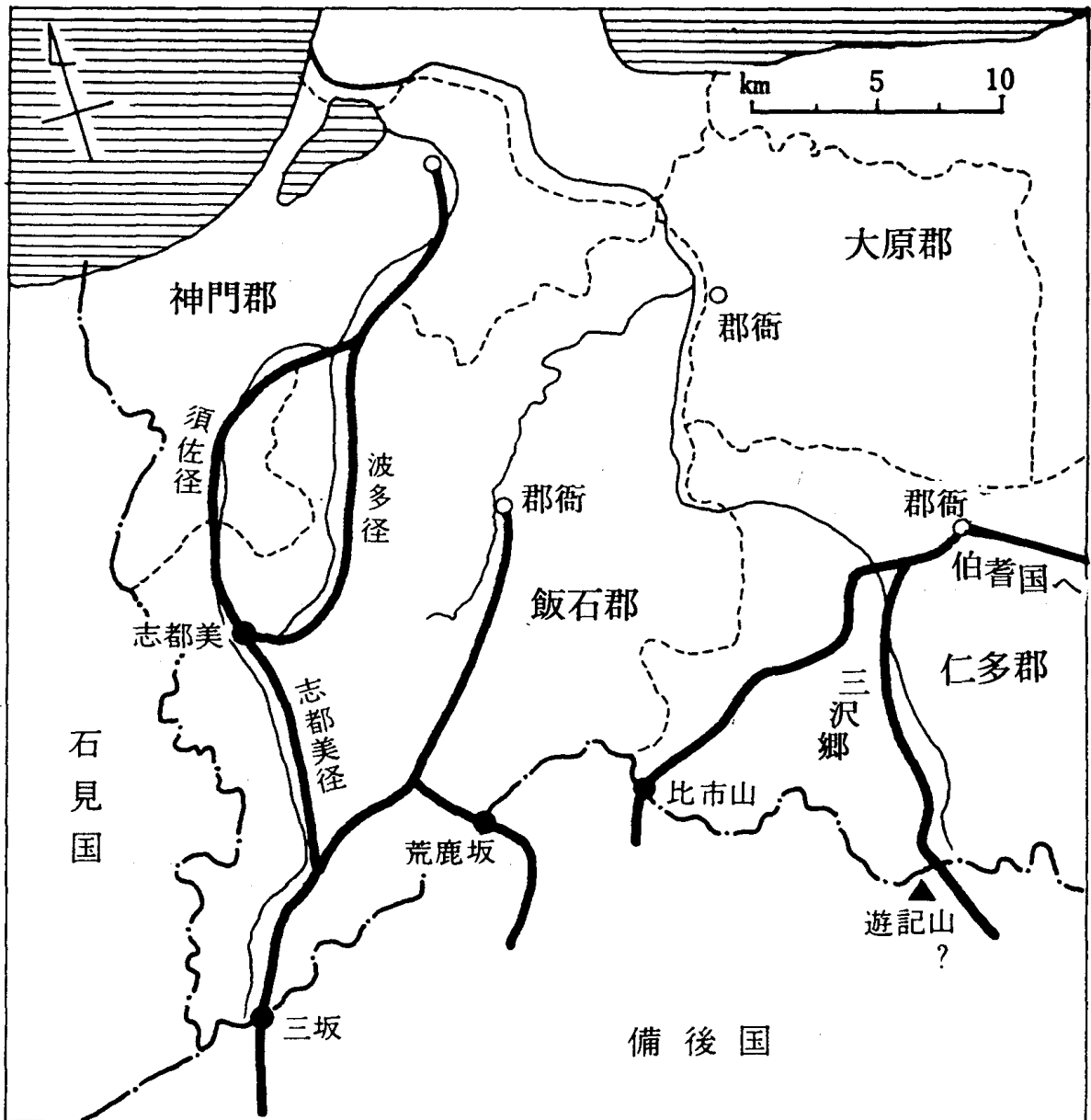
通「備後国惠宗郡塚遊記山」一 卅七里

常有常有

通「同惠宗郡塚比市山」一 五十三里

常無政時刻權置耳 但当有(12)

とあることをふまえると、東へ向かう道は伯耆国へ通じており、南へ向かう道は備後国へ通じていることが知られる。さらに、仁多郡からは比市山を経由して備後国へぬける道もあったことが確認できる。『出雲国風土記』には、備後国への通道として五つの道が記載されているが、それらのうちの二つのルートが仁多郡から出ている。出雲国造が神賀詞奏上のために上京するさい、山陰道ではなく、これらの道を使ったと考えるとこれまた状況が一変することになる。しかしながら、神賀詞奏上のさいのルートについてはの



備後への道

べたように史料的に明らかではなく、したがって断定することはなかなか容易なことではない。

これらのことをふまえて、もう一度、忌部神戸の条にたちもどってみることにしたい。問題とされる点は、この忌部神戸が「御沐の忌の里」であるということであった。この点について、『出雲国風土記』の写本を確認することにしたい。現在、『出雲国風土記』の写本は百点あまりあるとされており、そのうち奥書の年紀がもっとも古いものは、慶長二年（一五九七）の細川家本である。いま、この細川家本によって忌部神戸の条の該当部分をみるならば、

忌部神戸郡家正西井一里二百六十步国造神吉調望参向朝廷時御沐之忌玉作故云忌部(13)（後略）

となっている。ここからわかるように、細川家本では「御沐の忌の里」ではなく、「御沐の忌玉作る」となっているのである。この細川家本の他に善本とされる写本のいくつかを参照するならば、まず、倉野本では、

忌部神戸郡家正西井一里二百六十步国造神吉調望参向朝廷時御沐之忌玉故云忌部(14)（後略）

であり、日御碕本でも、

忌部神戸郡家正西井一里二百六十步国造神吉調望参向朝廷時御沐之忌玉故云忌部(15)（後略）

となっており、萬葉緯本には、

忌部神戸郡家正西井一里二百六十步国造神吉調望参向朝廷時御沐之忌玉故云忌部(16)（後略）

と記されている。つまり、倉野本・日御碕本・萬葉緯本では、問題としている箇所はいずれも「御沐之忌玉」となっている。そして、萬葉緯本は、ここを「御沐の忌み玉ふ」と読んでいる。しかし、この萬葉緯本の訓では文意が明確になっているとはいえない。

こうしたことをふまえて、加藤義成氏は、『修訂出雲国風土記参究』において該当部分を、

忌部神戸、郡家正西廿一里二百六十步。国造神吉詞奏参向朝廷時、御沐之忌玉作。故云忌部(17)（後略）

とされている。加藤氏の『修訂出雲国風土記参究』の底本は細川家本であり、忌部神戸の条は、底本を採用されたわけである。

細川家本の存在が確認されたのは、昭和三二年（一九五七年）のことであり、秋本吉郎氏による日本古典文学大系本が出版されたのが昭和三三年の四月である。したがって、秋本氏は細川家本を出版の作業過程においてとりいれることはできなかったと思われる。ちなみに、日本古典文学大系本の底本には萬葉緯本が用いられている。

しかし、忌部神戸の条は「御沐の忌玉作る」ということでよいのかというと、必ずしもそうとは限らない。たとえば、風土記鈔本を底本とし、倉野本・萬葉緯本・細川家本を副本として、『出雲国風土記』を校訂された田中卓氏は、忌部神戸の条の該当部分を、

忌部神戸、郡家正西廿一里二百六十步。国造神吉詞奏参、向朝廷一時、御沐之忌里。故云忌部⁽¹⁸⁾（後略）とされているし、最近の成果である植垣節也氏による『風土記』（新編日本古典文学全集）でも、

忌部神戸。郡家正西廿一里二百六十步。国造神吉詞奏、参、向朝廷一時、御沐之忌里。故云忌部⁽¹⁹⁾（後略）となっている。こうしたことは、細川家本を考慮した上でもなお、「御沐の忌の里」とする方が正しいとする見解が存在していることを如実に示しているといえよう。

それでは、そもそも天平五年（七三三）に『出雲国風土記』が成立したときにはどのような形態であったのかということがあらためて問題となつてこよう。この点についてはみてきたように容易に結論を出すことは困難であるが、当時の出雲国造の居所がやはり一番のポイントになるであろう。つまり、出雲国造が天平五年の段階で意宇郡の山代郷に居住しているとするならば、上京のさいのルートとして、わざわざ目的地と反対の西へ向かって出発し、山越えをして伯耆国なり備後国へとぬけるのは不自然であり、それよりも山陰道を使ってはじめから東へ向かう方がルートの上からみてすぐれているように思われる。しかし、天平五年の段階で、すでに出雲国造が西部の出雲郡の杵築の地へ移っているとするならば、忌部神戸で禊をして、そこから山越えのルートを使ったとしてもさほど不自然ではなくなる。しかしながら、八世紀初期の段階の出雲国造の居住地を明確に示す史料は残念ながらのこされていない。

そこで、ここでは間接的ながら

『出雲国風土記』にみられる寺院関係の記載からアプローチを試みてみたい。『出雲国風土記』には、合わせて十一か所の寺院に関する記載がみられる。このうち、寺院名が明らかなのは教昊寺のみであり、あとの十か所は「新造院」という名称で記されている。この新造院をどのように把握したらよいかについては諸説みられるが、この点についてはかつて、当時おこなわれていた寺院の統廃合と関係づけていくつかの寺院が

合併してできた新しい寺院と結論づけたことがある。⁽²⁰⁾ 新造院の性格についてはいまはここでくり返さないが、注目したいのは、

寺院とその建立者の関係である。寺と新造院についてまとめた表を参考にしてみると、建立者はそのほとんどが自分の本拠地に寺院を建立している。たとえば④の新造院は楯縫郡の大領である出雲臣太田が楯縫郡に造ったものであるし、⑧の新造院は大原郡の大領である勝部臣虫麻呂が大原郡に建立したものである。郡司層が自らの勢力基盤である土地に自分たちの寺院を建立するということは自然なことといえよう。しかし、こうした中でただ一例、特殊なものが②の新造院である。この新造院は、飯石郡の少領である出雲臣弟山が建立したものであるが、つくられた場所は意宇郡の山代郷なのである。『出雲国風土

名称	郡	郷	建立者
教昊寺	意宇	舍人	教昊僧
① 新造院	意宇	山代	散位大初位下上腹首押猪の祖父 出雲神戸日置君猪麻呂の祖
② 新造院	意宇	山代	飯石郡少領
③ 新造院	意宇	山国	山国郷の人
④ 新造院	楯縫	沼田	楯縫郡大領
⑤ 新造院	出雲	河内	旧出雲郡大領、現大領佐底磨の祖父
⑥ 新造院	神門	朝山	神門臣ら
⑦ 新造院	神門	古志	形部臣ら
⑧ 新造院	大原	斐伊	大原郡大領
⑨ 新造院	大原	屋裏	前大原郡少領、現少領伊去美の従父兄
⑩ 新造院	大原	斐伊	斐伊郷の人

出雲国の寺と新造院

記』の該当条をみると、

新造院一所 在_二山代郷中_一 郡家西北二里 建立_二嚴堂_一^{住僧一} 飯石郡少領出雲臣弟山之所_レ造也⁽²¹⁾

とある。ここから、この新造院には嚴堂と称される施設が備えられており、僧侶も一人住んでいたことが知れる。こうした新造院を飯石郡少領の出雲臣弟山が意宇郡の山代郷に建立しているのである。この事実をどのように理解すればよいのかという点が当然のことながら問題となつてこよう。

ここで留意しなければならないのは出雲臣弟山の立場である。弟山はみたように、『出雲国風土記』が成立した天平五年(七三三) 当時においては飯石郡少領であるが、『続日本紀』の天平十八年(七四六) 三月七日条に、

外從七位下出雲臣弟山授_二外從六位下_一為_二出雲国造_一⁽²²⁾

とあるように、『出雲国風土記』の成立した十三年後に_二出雲国造_一となっている。こうしたことから推測するならば、『出雲国風土記』をまとめた出雲国造の出雲臣広島のあとを継いだのがこの出雲臣弟山である可能性が高い。つまり、弟山は広島の子供、もしくはその近親者であると推測される。

このことをふまえて、ふたたび弟山の建立した新造院の問題にたちかえるならば、まず、弟山の本拠地はやはり新造院が建てられた意宇郡の山代郷とするのが妥当であろう。弟山の_二新造院_一の場合、みたように嚴堂を持ち、僧侶も一人置かれていた。こうした新造院の建立費や維持費にはかなりの負担が必要であり、そうしたものをもし弟山が飯石郡を本拠地としていたならば意宇郡に造るであらうかと考えると、その可能性は低いといわざるを得ないであろう。むしろ、本拠地は意宇郡であり、職として飯石郡少領を帯びていたとする方が妥当である。さらにいうならば、弟山自身は意宇郡にいて飯石郡にはいなかった可能性もあるのではなからうか。このように考えて大過ないとするならば、次期の国造という立場の弟山の本拠地は、とりもなおさず出雲国造家の本拠地と考えてよいであろう。つまり、『出雲国風土記』がまとめられた天平五年(七三三) の段階では、出雲国造家の本拠地は_二山代郷_一にあったと思われるのである。

以上のことをふまえると、出雲国造が神賀詞奏上をおこなうために上京するさい、忌部神戸において禊をおこなうというのは、ルートの上でいささか不自然と考えられる。したがって、忌部神戸の条は「忌の里」とするよりも、むしろ「忌玉作る」とよむ方が穏当といえる。このように解釈すると、忌玉とは何を指すのかが問題になってこよう。この点については、すでに千家和比古氏が、出雲国造が禊をするさいに玉を身につけておこなったのではなからうかとのべておられる⁽²³⁾。すなわち、その禊のさいに用いられる玉が忌玉ということになる。卓見であり、従いたいと思う。つまり、『出雲国風土記』の忌部神戸の条は、出雲国造が神賀詞奏上のために上京するさい、この地で禊をすると読みとるのではなく、出雲国造が禊をおこなうさいに身につける玉をここで作るのである、と解釈すべきであると考えられる。

三 三沢郷の条の検討

次に、『出雲国風土記』にもう一か所みえる神賀詞に関する記載である仁多郡の三沢郷の条についてみてみることにする。

三沢郷 郡家西南廿五里 大神大穴持命御子 阿遲須積高日子命御須髪八握干_レ生 昼夜哭坐之 辞不_レ通 爾時 御袒命御子乗_レ船而 率_二巡八十島_一 宇良加志結鞆 猶不_レ止_レ哭之 大神 夢願結 告_二御子之哭由_一 夢爾願坐 則夜夢_二見坐_一 之 御子辞通_一 則寤問給 爾時 御沢申 爾時 何処然云問給 即御袒前 立去出坐而 石川度 坂上至留 申_二是処也_一 爾時 其沢水活出而 御身沐浴坐 故国造神吉事奏 参_二向朝廷_一時 其水活出而 用初也依_レ此 今産婦 彼村稻不_レ食 若有_二食者_一 所_レ生子已不_レ云也 故云_二三沢_一 即有_二正倉_一⁽²⁴⁾

これが三沢郷の伝承であり、内容はというと、大穴持命の御子神に阿遲須積高日子命がいて成長しても泣いてばかりいて言葉を発することができなかつたという。その御子神が「御沢」と発し、どこのことかと問う大穴持命を案内してやってきたのがこの三沢郷であるというのである。さらに、阿遲須積高日子命が三沢郷で禊をしたことになっており、こうした関係で、出

雲国造が神賀詞奏上のために上京するさいの禊にここの水を「用ゐる初むるなり」とも記されている。そして、最後に、ここの妊婦は村でつくった米を食べないとあり、もし食べると言葉が発することのできない子供が産まれるというタブーがつけ加えられている。このように、三沢郷の伝承は複雑でユニークな内容をもっている。

そして、神賀詞奏上に関していうならば、出雲国造は、この三沢郷で禊をおこなったと解釈されることが多い。このようにとらえると、当然のことながら神賀詞奏上のために上京するルートにも問題が及んでくることになる。たとえば、千家和比古氏は、この三沢郷の伝承を詳細に検討されて、出雲国造は神賀詞奏上のさいにここで禊をして、三沢郷から備後へとぬける道を使用したのではないかという見解を提起されている。⁽²⁵⁾ 千家氏の考察は多岐にわたり大変、示唆に富むものであるが、出雲国造が三沢郷に禊をおこなったという点については、再検討の余地があるようにも思われる。

というのは、三沢郷の記載では、出雲国造が神賀詞奏上のために上京するとき、ここの水を禊の水として「初めて用ゐる初むるなり」となっているからである。この記載をすなおに解釈するならば、出雲国造が禊をするさいに最初にこの三沢郷の水が用いられるということであり、水野祐氏がのべられたように必ずしも出雲国造が三沢郷にまで足を運んでいるとは限らないと思われる。⁽²⁶⁾ すなわち、逆に三沢郷の水を出雲国造が禊をおこなう場所まで運んでいるとも考えられ、「初めて用ゐる初むるなり」という記載を重視するならば、むしろ、こちらの可能性の方が高いように思われる。

このように考えると、それではなぜ山あいの奥出雲に位置する三沢郷の水をわざわざ出雲国造のところまで運ぶのか、ということが当然のことながら問題になってこよう。この点については、やはり三沢郷の伝承が重要であろう。ここに登場する阿遅須枳高日子命は、いわば言語障害の神である。祖神である大穴持命は泣いてばかりいる阿遅須枳高日子命をあやそうとして、船に乗せて八十島巡りなどをおこなっている。こうした苦勞は、同じ『出雲国風土記』の神門郡の高岸郷の条にも、

所_レ造_二天下_一大神御子 阿遅須枳高日子命 甚_レ昼夜哭坐 仍_レ其_レ处_二高屋造_一 可_レ坐_二之_一 即_レ建_二高_レ椅_一 可_レ登_レ降_二養_レ奉_一 故_二云_二高

崖_一 神_レ龜_二三年_一⁽²⁷⁾
改_二字_二高_レ岸_一

とあって、泣きどおしの阿遲須枳高日子命のために天の下造らしし大神、すなわち大穴持命は高殿をつくり、そこに高い梯子をかけて昇り降りさせて楽しませている。また、この阿遲須枳高日子命に関しては、意宇郡の賀茂神戸の条に、

所造天下大神命之御子 阿遲須枳高日子命 坐葛城賀茂社 此神之神戸 故云鴨神龜三年(28) 改字賀茂

とあって、葛城賀茂社の神であることが知られる。『風土記』では、他に『播磨国風土記』や『土佐国風土記』逸文にも姿をみせている。⁽²⁹⁾つまり、この神は迦毛の大御神のことであり、「記紀」にみられる阿遲志貴高日子根神、味耜高彦根神と同神と考えられている。

また、三沢郷の伝承内容は、『古事記』の垂仁天皇の段にみられる本牟智和氣伝承とも類似している。本牟智和氣は垂仁天皇の皇子であるが、やはり、成人しても言葉が発することができなかった。具体的に『古事記』の内容をみるならば、⁽³⁰⁾

故率遊其御子之状者。在於尾張之相津二俣楡作二俣小舟而。持上来以。浮倭之市市師池。輕池。率遊其御子。然是御子。八拳願至干心前。真事登波受。此三字以音故今聞高往鵠之音。始為阿芸登比。自阿下四字以音爾遺山辺之大鵠此人者名。

令取其鳥。故是人追尋其鵠。自木国到針間国。亦追越稻羽国。即到旦波国。多遲麻国。追廻東方。近淡海国。乃越二野国。自尾張国伝以追科野国。遂追到高志国而。於和那美之水門張網。取其鳥而持上献。故号其水門謂和那美之水門也。亦見其鳥者。於思物言而。如思爾勿言事。

ということがまず、記されている。つまり、本牟智和氣を小舟に乗せて各地をめぐるのであるが、大人になっても言葉を発しない。ところが、空を飛ぶ鵠の声をきいて始めて片言をいったというのである。天皇は大鵠という人物に命じてこの鵠を追い尋ねさせ、ようやく捕獲に成功するが、この鵠をみても本牟智和氣は言葉を発することはなかったというのである。伝承の続きを追うならば、

於是天皇患賜而。御寢之時。覺干御夢日。修理我宮如天皇之御舍者。御子必真事登波牟。自登下三字以音如此覺時。布斗摩迹々占相而。求何神之心。爾崇出雲大神之御心。故其御子令拜其大神宮將遣之時。令副誰人者吉。爾曙立王食

ト。故科_レ曙立王_二令_三宇氣比日_一。宇氣比_三字以_レ音_二。因_レ拜_三此大神_一。誠有_レ驗者。住_三是鷺巢池之樹_一鷺乎。宇氣比落。如此詔之時。宇氣比其鷺墮_レ地死。又詔_三之宇氣比活爾者_一。宇氣比者更活。又在_三甜白禱之前_一葉広熊白禱。令_三宇氣比枯_一。亦宇氣比生。爾名_三賜其曙立王_一謂_三倭者師木登美豊朝倉曙立王_一。登美_一字以_レ音。即曙立王。菟上王。二王副_三其御子_一遣時。自那_三良戸_一。遇_三跛盲_一。自_三大坂戸_一亦遇_三跛盲_一。唯木戸是掖月之吉戸ト而。出行之時。每_三到坐地_一。定_三品遲部_一也。故到_レ於_三出雲_一。拜_三訖大神_一。還上之時肥河之中作_三黒巢橋_一。仕_三奉僻宮_一而坐。爾出雲国造之祖。名岐比佐都美。飭_三青葉山_一而。立_三其河下_一。將_レ獻_三大御食_一之時。其御子詔言。是於_三河下_一如_三青葉山_一者。見_三山非山_一。若坐_三出雲之石碕之曾宮_一葦原色許男大神以伊都玖之祝大遲乎問賜也。爾所_レ遣_三御伴_一王等聞_レ歡見喜而。御子者。坐_三檳榔之長穗宮_一而。貢_三上馭使_一。爾其御子。一宮婚_三肥長非売_一。故竊_三伺其美人_一者。蛇也。即見畏遁逃。爾其肥長比売患光_三海原_一自_レ船追來故。益見畏以。自_三山多和_一。此_二字引_レ越御船_一逃上行也。於是覆奏言。因_レ拜_三大神_一。大御子物認故。參上來。故天皇歡嘉。即返_三菟上王_一令_三造_三神宮_一。於是天皇因_三其御子_一定_三鳥取部_一。鳥甘。品遲部。大湯坐。若湯坐。

となつてゐる。すなわち、垂仁天皇の夢のなかに神があらわれて自分の神殿を造営するならば本牟智和氣がものをいうのであると告げる。この神は出雲大神であることが判明したため本牟智和氣は出雲大神を参拝するために出雲へむかうことになる。そして、出雲で大神を拜して帰るときに出雲国造の祖である岐比佐都美に出会い言葉を発することになる。このことを知つた天皇は、さっそく出雲大神の神宮を造らせ、鳥取部・鳥餌部・品遲部・大湯坐・若湯坐などを定めたのである。

この本牟智和氣伝承をみると、たしかに『出雲国風土記』の三沢郷の伝承と共通している点をいくつかあげることができる。たとえば、言葉を発することのできない子供を船に乗せて楽しませるといふ点や川もしくは沢といった水が関係している点などは双方に共通した要素としてみられる。そして、これら以上に重要と思われる点は、出雲で言葉を発するようになる、といふ点であろう。つまり、出雲において、本来もっているはずの言葉を発するという機能を回復するのである。換言するならば、出雲には再生もしくはよみがえりの呪的能力があるということになる。

『古事記』にみられる本牟智和氣伝承と『出雲国風土記』のなかの三沢郷の伝承の関係については早急にいうことは困難であり、別に稿をあらためて考えなくてはならない問題であるが、少なくとも両者に出雲という地域がよみがえりの呪術力をもった地域であるという認識がみられることは承認されるであろう。そして、さらに細かくいうならば、地域としての出雲によみがえりの呪術力があるとしているのが『古事記』の本牟智和氣伝承であり、出雲のなかでも三沢郷がその呪術力をもった場所であるとしているのが『出雲国風土記』の伝承ということがいえよう。いわば、マクロな視野で語っているのが『古事記』の本牟智和氣伝承であり、ミクロな視野でのべているのが『出雲国風土記』の三沢郷の伝承というわけである。

このようにみてみると、三沢郷の水は阿遲須積高日子命が本来あるはずの言語能力をよみがえらせるための聖水であると考えられる。そして、出雲国造が神賀詞奏上のために上京するさいの禊をおこなうとき、まず最初に三沢郷に水を用いるというのは、このよみがえりの聖水という性格によるものといえよう。出雲国造は三沢郷の水を用いてまずはじめに禊をすることによってまさに生命感あふれる存在になるのである。そして、その状態を保持しつづけて神賀詞を奏上するのである。こう考えて大過ないとする、従来さまざまな説が入りみだれていまだに定説をみない大きな問題点である、なぜ出雲国造のみが神賀詞を奏上するのか、という点も理解できるように思われる。すなわちそれは、出雲がよみがえりの場であるからである。いいかえると、国造のなかでよみがえりの呪術力を身につけることができるのは出雲国造だけだからである。生命感あふれる出雲国造のみが朝廷に対して神賀詞を奏上するにふさわしい存在と考えられたのではなからうか。

四 結 語

『出雲国風土記』にみられる二か所の神賀詞奏上関係の記載について、再検討を加えてみた。その結果、忌部神戸の条については従来、通説化している忌の里であるという理解よりも忌玉を作るところと解釈する加藤義成氏の考えの方が適切ではな

いかということのをのべてみた。また、仁多郡の三沢郷の条については、伝承の記述に注目して、出雲国造が三沢郷で禊をおこなっているとするよりもこの水を用いて最初に禊をおこなうとした方がよいのではなからうかと考えてみた。ここでとりあげた問題は、『出雲国風土記』のなかの単なる一部分の解釈にとどまらず、先に指摘したように、八世紀初めの段階における出雲国造の居所の問題や神賀詞奏上のさいのルートの問題など多くの重要な問題にまで影響を及ぼしてくる。そして、さらには、神賀詞奏上がなぜ出雲国造のみに課せられたのかという本質的な問題にまで関ってくる。もとより、本稿がこれらの数々の問題に十分にこたえられているとはいえないが、現段階でのわたくしなりの考えを提示してみた。諸賢の批判を願いつつひとまず擱筆することにした。

註

- (1) 『交替式・弘仁式・延喜式前篇』卷三臨時祭(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七二年)六七頁。
- (2) 拙著『出雲国風土記と古代日本―出雲地域史の研究―』(雄山閣出版、一九九四年)二九二―二九三頁。
- (3) 『類聚三代格』卷七郡司事(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七七年)三二〇頁。
- (4) 関和彦氏の御教示による。
- (5) 『風土記』(日本古典文学大系、岩波書店、一九八九年)一一〇頁。
- (6) 『島根県の地名』(日本歴史地名大系三三卷、平凡社、一九九五年)八二頁。
- (7) 『風土記』(前掲書)一一二頁。
- (8) 『風土記』(前掲書)二四六頁。
- (9) 村田正志編『出雲国造家文書』(清文堂出版、一九六八年)六九八頁。
- (10) 出雲国造の系譜に関する論考としては、高嶋弘志氏の『出雲国造系図』成立考』(『日本海地域史研究』第七輯、一九八五年)、「出雲国造系図編纂の背景」(佐伯有清編『日本古代中世史論考』、吉川弘文館、一九八七年)、「出雲国造と系図」(『出雲古代史研究』第二号、一九九二年)などの一連の研究が詳しい。
- (11) 『風土記』(前掲書)二五〇頁。

- (12) 『風土記』(前掲書) 二二二、二三四頁。
- (13) 秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』(勉誠社、一九八四年) 二四頁。
- (14) 右同書一六〇頁。
- (15) 右同書二九六頁。
- (16) 右同書四四〇、四四一頁。
- (17) 加藤義成『修訂出雲国風土記參究』(今井書店、一九八一年) 四八八頁。
- (18) 田中卓『出雲国風土記の研究』(国書刊行会、一九八八年) 三六頁。
- (19) 植垣節也『風土記』(新編日本古典文学全集、小学館、一九九七年) 一四六、一四八頁。
- (20) 拙著『出雲国風土記と古代日本―出雲地域史の研究―』(雄山閣出版、一九九四年) 三〇二、三三二頁。
- (21) 『風土記』(前掲書) 一一〇頁。
- (22) 『続日本紀』(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七八年) 一八五頁。
- (23) 千家对比古「古代出雲大社の心象風景―幸の祝福もたらす神事の異界―」(福山敏男監修『古代出雲大社の復元』所収、学生社、一九八九年)。
- (24) 『風土記』(前掲書) 二二六頁。
- (25) 千家对比古「古代出雲大社の心象風景―幸の祝福もたらす神事の異界―」(福山敏男監修『古代出雲大社の復元』所収、学生社、一九八九年)。
- (26) 水野祐『出雲国風土記論故』(早稲田大学古代史研究会、一九六五年) 一九九頁。
- (27) 『風土記』(前掲書) 二〇二頁。
- (28) 『風土記』(前掲書) 一一〇頁。
- (29) 小倉慈司「阿遲須积高日子命」(風土記を読む会編『風土記の神と宗教的世界』所収、おうふう、一九九七年)。
- (30) 『古事記』垂仁天皇段(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九三六年) 七九、八一頁。